

高松市中小企業等表彰制度実施要領に規定する健幸経営企業表彰
選定要領

(目的)

第1条 この要領は、高松市中小企業等表彰制度実施要領（以下「実施要領」という。）第1条に規定する目的を達成するため、実施要領別表1に規定する健幸経営企業等の選定を目的とする。

(表彰の対象)

第2条 対象は、実施要領第3条第1項第1号、第3号及び第4号に規定するもののうち、次の項目すべてを実施しているものとする。

- (1) 従業員の健康管理に取り組むことの明文化（健康宣言書等の策定等）並びにその文書等の発信又は明示
- (2) 従業員の健康づくり（食生活の改善、運動習慣、こころの健康、歯の健康、受動喫煙防止等）における主体的な取組
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に基づく健康診断

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 市税等を滞納しているもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するもの
- (3) 法令等の社会的規範を遵守していないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと市長が認めるもの

(応募方法)

第3条 健幸経営企業表彰（以下「表彰」という。）を受けようとする企業等の代表者は、高松市健幸経営企業表彰申込書（様式第1号）及び確認書（様式第2号）に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

(募集期間)

第4条 前条の規定により申込できる期間は、原則として当該年度の10月1日から11月30日まで（10月1日及び11月30日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は同法に規定する休日でない日とする。）とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(確認審査)

第5条 応募のあった企業等の審査を行うに当たり、当該企業等の健康づくりの取組等について必要な調査を行うこと、又は報告を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 表彰する企業等の選定に当たっては、高松市健康づくり推進懇談会から、意見を聴取することができる。

(表彰の依頼)

第7条 当該年度に応募のあったもののうち、選定の結果、特に優れた取組を実施していると認められるものの表彰を、実施要領第3条第2項の規定に基づき、依頼するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。